



瑞五の子

令和3年 4月30日
学校だより 第2号
瑞穂町立瑞穂第五小学校
校長 南方 孝之

緊急事態宣言下の教育活動について

校長 南方 孝之



木々の若葉がさわやかな風に揺れ、過ごしやすい季節になりました。新年度がスタートして約1ヶ月が過ぎ、入学した1年生・進級した子供たちは、新しい学年・友達・担任にもすっかり慣れた様子で、校舎内外には、元気な声、明るい笑顔があふれています。

しかし、そうは言っても、4月から緊張しながらの日々が続いたため、心身ともに疲れの出る頃だと思えます。明日から5連休となりますが、ご家庭におかれましても感染症対策をはじめ、お子様の健康・安全には十分ご留意いただき、有意義な休日をお過ごしください。特に、連休明けは、体調を崩す子供が多くなります。食事や睡眠など、健康管理にはくれぐれもご留意ください。

さて、東京都では、3度目となる緊急事態宣言が発令されました。本校は町立学校として、瑞穂町教育委員会の指導の下、教育活動を進めてまいります。校内での教育活動については、今まで通り計画に基づいて、できる限り実施してまいります。しかし、宣言が解除されるまでの間、放課後等の活動や外来者(保護者を含む)の入場は、原則、禁止するよう指示がありました。

教育委員会からの通知を受け、本校では今後、以下のように対応してまいります。

1. 緊急事態宣言下における五小の教育活動の変更点 (4/30 現在)

- (1) 放課後学習「学びのテーマパーク」(4・5・6年)については中止とします。
- (2) 離任式(5/7)は校庭で行います。(雨天の場合は、リモートで実施)

2. 運動会 (5/22) について

子供たちの健康と安全を最優先し、規模を縮小して行います。

- (1) 密集する運動や、組み合ったり接触したりする運動は行いません。
- (2) 外来観客は、「各家庭4名+来賓」までとします。

*各家庭には、保護者証(イベント用吊り下げ名札)を配布します。

- (3) 午前中のみ開催となります。 *詳細については、後日配布されるプログラム等でご確認ください。



～緊急事態宣言が延長され、運動会が宣言下になった場合～

(都知事が、人が集まる施設又は飲食店等へ休業要請を出した場合)	(都知事が、飲食店等に時間短縮要請をした場合)
<ul style="list-style-type: none"> ・無観客実施 ・外来者(保護者、来賓等)の入場不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・観客は1家庭2名までの参加を認める。原則当該児童の出演種目のみの観戦で、立ち見とする。 ・来賓者は議員、教育委員会のみ(立ち見)

*運動会が無観客実施となった場合、保護者の皆様に子供たちの頑張りをご覧いただけないのは、大変心苦しく思います。そこで、以下のような方策を予定しています。

- ①保護者の皆様には、オンラインで鑑賞できるようにします。
- ②瑞穂ケーブルテレビが撮影し、後日、放映します(視聴できるのはケーブルテレビ加入者のみ)。
- ③瑞穂ケーブルテレビが撮影したDVDを、後日、希望するご家庭に貸し出します。

*オンラインによる視聴方法、テレビの放映日、DVDの貸出方法については、後日、別紙にてご案内します。

今後の状況により、新たな変更が生じる可能性があります。その都度、お便りやメール等でお知らせします。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

5月 行事予定				気持ちのよい言葉遣いをしよう。			
1	土			17	月	全校朝会・運動会係活動（6年・⑥）	
2	日			18	火	運動会全校練習②	
3	月	憲法記念日		19	水	学びのテーマパーク14：30～	
4	火	みどりの日		20	木	運動会全校練習③	
5	水	こどもの日		21	金	運動会前日準備（1～4年4時間授業）	
6	木	4時間授業・尿検査（2次）・下校指導日		22	土	運動会	
7	金	離任式・特別時程5時間授業		23	日	運動会予備日	
8	土			24	月	振替休業日	
9	日			25	火	尿検査（3次）・スポーツ旬間始	
10	月	全校朝会・委員会活動		26	水	学びのテーマパーク14：30～	
11	火	安全指導・1～4年5時間授業、56年6時間授業 運動会係打ち合わせ14：30～		27	木	全国学力・学習状況調査（6年）	
12	水	学びのテーマパーク14：30～		28	金		
13	木	避難訓練		29	土		
14	金	運動会全校練習①		30	日		
15	土			31	月	全校朝会・眼科健診・クラブ活動	
16	日			6/1	火	安全指導	

健康・安全第一のゴールデンウィークを



緊急事態宣言下で迎えるゴールデンウィーク。それぞれのご家庭で「おうち時間」の過ごし方を日々工夫をしながら過ごされることと思いますが、何はともあれ「健康第一」「安全第一」でお過ごしください。

感染再拡大防止のために～ゴールデンウィークに向けてご家庭全体で取り組んでください。

- 手指消毒やマスク着用の徹底、大声を避ける、十分な換気を行う、対人距離を確保する等、基本的な感染防止対策の徹底は継続してください。
- 日中を含め、不要不急の外出、移動（都県境を越えた移動）を避け、近場の外出でもすいた時間や場所を選ぶなど三密は避けてください。
- 感染症対策分科会から提言としてまとめられている、「感染リスクが高まる5つの場面」は、極力避けてください。
- 昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食は自粛してください。（人数が増えるほどリスクが高まります。家族以外の方との会食は、4人までが目安とされています。）
- 毎朝の検温、健康観察は休み中も継続してください。また、発熱等症状がある場合は、無理せず休養をとるようにしてください。

新型コロナウイルス感染症対策以外にも、長い休みになりますので、休み中も守るべきルールはしっかり守り、規則正しい生活が送れるようご家庭のご指導をお願いいたします。

また、休み中は、「交通事故0」で過ごせるよう、特に交差点での横断の際には、渡る前最後にもう一度「運転手とアイコンタクト」をとることを指導しています。また、道路での飛び出しは絶対にしないよう合わせてご指導ください。

上級生の優しさに包まれながら・・・1年生着々と成長しています！



1年生を迎える会

学校探検



2年生が、やさしく、そして頼もしくリードしてくれました



町田図書館長によるみずほ学特別授業



まずは初期設定。なかなか難しいのですが、さすが五、六年生・・・指示を聞きながら 工事設定終了！

一人一台タブレット端末活用スタート！

交通事故「0」をめざして～セーフティ教室

「道路の安全な歩き方や横断歩道の安全な横断」「自転車の安全な乗り方」等学年に応じた内容でご指導いただきました。また、3年生以上は安全に乗るための「自転車安全利用五則」(右掲)をみんなであらためて確認しました。



自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

※歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転する時など一部例外があります。

② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 二人乗りは禁止
- 信号を守る
- 並進は禁止
- 交差点での一時停止と安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

4月の生活を振り返って・・・生活指導部より ご家庭でもご指導をお願いします。

新年度になり授業も本格的に始まりました。4月の児童たちの様子から、もう一度、各ご家庭で以下の点の確認をお願いします。

① 登下校について

下校途中、通学路を離れ、公園で遊んでいることがありました。登下校は、通学路を離れて帰ることや公園などで遊んで帰ることはできません。改めて通学路の確認、約束の確認をお願いします。

② 持ち物について

保護者会でも持ち物について触れさせていただきましたが、文房具のきまりが、守られていません。五小では、学習に必要なもの以外は、学校に持ってこないことにしています。特に、シャープ、カラーペンを持ってきている子がたくさん見られます。もう一度筆箱の中の確認をお願いします。

③ 公園でのごみの投棄について

玉林寺公園、残堀川、トイレ公園で、お菓子のごみの投棄がひどいと近隣の方や保護者の方から連絡がありました。教員で状況を確認したところ、5小の児童がごみを捨てていることがわかりました。学校でも指導を行いました。改めて各ご家庭で、公園からのごみの持ち帰り、近隣住民の迷惑にならないように遊ぶなどの確認をお願いします。

④ 交通安全について

今年度の五小の生活指導では、交通安全を重点の一つに指導を行っています。これまで登下校の安全や福生警察署の協力を得て、全児童に道路の横断や自転車の交通安全など指導をしていただく取組を行いました。

しかし、自転車で道路へ急に飛び出し、車と衝突しそうになったり、住宅街を猛スピードで走行していたり、交通事故につながりかねない危険行為が続いています。また、ヘルメットの着用も忘れていた児童も見られます。

事故を起こさないために、再度、ご家庭で交通安全の確認をお願いします。

⑤ 帰宅時間について

瑞穂町では、4～9月は17時、10～3月は16時30分に、防災無線でゆうやけチャイムが流れます。このチャイムは、暗くならず児童が安全に帰宅できる時間に設定されています。学校では、チャイムが鳴ったら遊びをやめて家に帰るよう指導しています。チャイムを聞いたら帰宅するよう家庭での確認をお願いします。



指導の徹底を図るためにも、ご家庭のご協力をよろしくお願いいたします。

給食費の確実なご入金をお願いします。～今年度の給食費振替日

- ① 5月27日 ② 6月28日 ③ 7月27日 ④ 8月27日 ⑤ 9月27日 ⑥ 10月27日
⑦ 11月26日 ⑧ 12月27日 ⑨ 1月27日 ⑩ 2月25日 ⑪ 3月14日

「給食費未納0」へのご協力お願いいたします。